

## [事案 2019-101] 新契約無効請求

・令和2年3月30日 和解成立

### <事案の概要>

契約時に募集人から給付金等が支払われると説明を受けたが、約款非該当であったこと等を理由に給付金が支払われなかったことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

背部皮下腫瘍により入院し、皮膚・皮下腫瘍摘出手術を受けたため、平成30年2月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始期前に発病した疾病は支払非該当であるとして、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、本契約を無効にし、既払込保険料の全額の返還をしてほしい。

- (1) 契約時に、募集人に対して、発病していた疾病を含めて通院・治療歴を全て話していたが、「それでも入れる」と説明を受けて、契約に至った。
- (2) 契約の数か月後にも、本疾病について募集人と話しているが、手術をすることになったとしても、全額ではないが給付金が支払われると言われていた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成28年8月に本疾病が認められていたものであり、責任開始期前の疾病であることから、給付金の支払要件に該当しない。
- (2) 募集人は、募集時に申立人から本疾病について聞いたという事実はなく、不適切な募集行為があったとは認められない。
- (3) 募集人は、申立人からの給付金の照会に対して回答はしたが、必ず給付されるとは伝えていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を確認するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本疾病は責任開始期以後に発症した疾病を原因とするものとは言えず、募集人に不適切な募集行為があったとは認められないものの、以下の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が責任開始期前発症について十分な理解ができていたか、その点について申立人に対し必要な説明がなされていたかという点で疑問が残る。
- (2) 保険会社において、本契約に関する告知義務違反および責任開始期前発症に関する取扱いについて必ずしも十分な統一した対処がなされていなかった可能性がある。